



Title	予算関連法案について
Author(s)	石井, 道遠; ISHII, Michitoh
Citation	北大法学論集, 45(6), 55-91
Issue Date	1995-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/15597
Type	departmental bulletin paper
File Information	45(6)_p55-91.pdf



〈北大立法過程研究会資料〉

予算関連法案について

石井道遠

〈目次〉

- 一 予算と法律の関係
 - 二 政府提出の予算関連法案
 - 三 議員提出の予算関連法案
- 〈質疑応答〉
- 〈資料1〉 ～ 〈資料11〉

一 予算と法律の関係

大蔵省主計局法規課担当主計官の石井でございます。予算関連法案について話をしろということですが、皆様の御興味の焦点がどういふ点にあるのか、必ずしも十分理解しないままでお話するということですので、あるいは論点がずれているかもありませんけれども、そこはご容赦をいただきますと思います。

主計局法規課は、予算関連法案の国会への提出に大蔵省として関与する部局なので、法規課の仕事の説明することが与えられた課題に答えることではないかと考える。そこで、法規課が、どのようなことを仕事としており、どういう観点からやっているかということを中心に、資料に沿って説明したいと思う。

主計局は、予算を作成することと、予算関連法案の政府としての提出に関与すること等を行っているが、まず予算と法律の関係についてどう考えているかという問題がある。この点について端的に述べられているものとして、小村武著『予算と財政法』（改訂版）（新日本法規出版・一九九二年）がある。この本にも書いてあるように、予算と法律は、国会の議決を経て成立する法規範であるという点では性質を同じくするが、別個の議

決の様式を持つものであるから、予算と法律の関係が時として問題になる。もちろん、国政上、どちらも国会の意思によって成立するという意味では、両者の間に矛盾があることは予定されていないが、それぞれ別個の形式で議決されることから、不一致が生じる場合もないわけではない。今まで国会においても、例えば昭和六〇年の国会質疑（資料1・資料2）を付してあるように、「国会は国権の最高機関であるから、既に法律が存在している場合には、既存の法律を前提にした予算を編成すべきであり、そういう意味では法律が予算に優先すべき立場にあるのではないか」という問題について、野党側から随分と議論されたことがある。特に、政府が、新しい法律案を提出すると同時に、その新しい法律案を前提とした予算を提出するのはよろしくないのではないかと、既存の法律を基にした予算を提出すべきではないかという議論があつて、法律と予算の優先関係というようなことが、国会で随分と議論されたことがある。この点については、後述のとおり優先関係はない（小村・前掲書一五三頁）というのがこれまでの政府側の考え方であり、実際の運用もそういうことでやってきている。

そこで、仮に、予算と法律の間に不一致が生じた場合には、それを一致させるべく最大限努力をすべきであらうということ

であって、

「例えば予算が成立したのにその裏付けとなる法律が成立していない場合には、政府が、その法律の速やかな審議、議決を国会に働きかける等の対応が考えられる。逆に予算を伴う法律が予算措置の範囲を超えて修正成立した場合等は、政府は予備費の使用あるいは補正予算を編成のうえ国会に提出するなどの予算措置を講ずる等の対応が求められよう」(小村・前掲書一五三―一五四頁)。

また当然のことだが、「既存の法律を執行するために必要な経費は」、毎年度の「予算に織り込む」(小村・前掲書一五四頁)ことによつて、両者の不一致を埋める努力をすべきであろうというふうに考えている。

政府は予算の提案権を有しているとともに、法律の提案権も有している。したがつて、政府が、ある年度の予算編成に際して、法律の改正案を作つて、その改正法案を前提に予算を作るということ、実際には行つてゐる。これは従来から、運用あるいは慣行においても、既に確立したやり方となつてゐる(小村・前掲書一五四頁)。これに関しては、前述のように、既に法律がある場合には、それに則つた予算手当てをするべきではないかというような議論が行われてきた(資料1・資料2)。

しかし、政府側からは一貫して、例えば、次のように述べてきた。

「これは申し上げるまでもなく、行政権に属する事項といつたしましては、予算の編成そうして国会への提出ということもございませうし、また政府が講じようとする施策の実現のために法律案が必要である場合には、その法律案を国会に提出して御審議をいただくということも当然のことでございます。

その段階で、政府におきましては、あくまでもその予算あるいはその裏付けとなるところの法律案、これにつきましては政府が翌年度におきましてぜひ実施したいという願望を込めて提案を申し上げておるところでございます。そういう意味におきまして、政府の立場といたしましては、あくまでもその予算が政府の編成したところの予算どおりに成立すること、あるいはまた、提出申し上げました法律案がそのような形で成立をさしていただきまして、そして翌年度の政府の考えておる施策が整々と、また国政の上では非常な意義を持つて、そうしてそれが実施できるということの期待を込めて、そうして御提案を申し上げているということとは、これは我々政府に属する者一般の考え方

「ございます」(資料1)。

また、法律が予算より効力が優位であるのではないかという質問に対して、

「優位だということの意味合いでございますけれども、仮に予算が成立いたしました場合に、当該予算の中で法律の制定あるいは改正、そういったものを当然の前提にして予算が組まれておるという場合に、その法律がもし国会で通らないということになりましたらその予算は執行ができない、そういう意味では優位という立場にあるかもしれませんが、けれども、先ほど申しました国法形式としての法律と予算がいずれが概念的に優位かということになりましたら、これは必ずしも、相並ぶ、いわば表裏一体としての法規範である、かように考えられておる次第でございます」(資料2)、ということをお会でも述べている。

実際に一番問題になるのは、予算と法律との間で成立時期に差異が生じるケースである。予算は三月三十一日までに成立するのが望ましいが、往々にして、予算が成立したにもかかわらず法律が成立しないことがある(小村・前掲書一五四頁)。その場合にどうするかというのが、実務上はなかなか難しい問題である。

「例えば、新たに補助金を交付するとか、特殊法人に出資を行う旨の新規立法が未成立の段階では、予算が成立して財政権限は付与されていても、その裏付けとなる法律がまだ未成立であり、執行の根拠法が存在しない状況にあるので、予算中の当該法律案に係る経費は支出することができない」(小村・前掲書一五五頁)。

ということになる。しかし一番複雑なのは、「既に存在する法律を改正する法律案を前提とする予算が編成されている場合」(小村・前掲書一五五頁)である。

「例えば、補助金の補助率を三分の二から二分の一に引き下げる内容の法律案を提案すると同時に、引下げ後の補助率で予算を積算した場合に、予算は三月三十一日以前に成立したが、補助率引下げ法案は四月に入つてもまだ成立していないことがあり得る。この場合、①補助金を補助率引下げ法案の定める引下げ後の二分の一の補助率で交付決定する、②現行法の定める三分の二の補助率で交付決定する、③補助金の交付決定を差し控え、補助率引下げ法案の成立を待つという三つの選択肢があり得る。」

引下げ後の補助率で交付決定するという方法については、まだ法案が成立していないことから現行法に違反すること

となり、法律を誠実に執行する責務を負っている内閣としてはとり難いところがある。

一方、現行法の定めるといふ三分の二の補助率で交付決定することについてはどうか。国会は既に引下げ後の二分の一の補助率で積算した予算を成立させているから補助率引下げという政策について実質的な判断が示されているとも考えられる。他方、補助率引下げ法案という形式での国会での意思決定はなされていない。したがつて、内閣としては、国会の判断が下るまでは現行法で執行することは控えるべきであろう。また、そもそも現行補助率で執行しようとしても予算が不足してできないということもあり得るであろう。

したがつて、このような場合には、内閣としては、法案審議中は補助金の交付決定自体を差し控えることが適切ではないかと考えられる」（小村・前掲書一五五―一五六頁）。予算と法律に関しては、今までもいろいろな観点から議論があつたが、それぞれ不可分一体の、いわば表裏一体のものであるので、実際の作成過程においても、両者の内容が齟齬をきたさないように、事前にいろいろな調整を経て国会に提出されている。

二 政府提出の予算関連法案

そこで、どのような手順で予算関連法案が予算とともに検討されていくのかということの、だいたい標準的なケースを示したのが、（資料3-1-1-3）のスケジュール表である。ここでは、左の欄に予算自体の編成の日程、右の欄に予算関連法案の作成のプロセスを、年間のスケジュールの形で取りまとめてある。

まず（資料3-1-1）の左の欄を見ると、いわゆるシーリングと呼ばれる概算要求基準の閣議了解があり、例年概ね六月末くらいまでに行われている。それを基に、各省庁が要求内容を検討して、八月三十一日に概算要求が提出される。九月から、主計局では、予算係が各省庁から概算要求のヒアリングを受ける。

他方、右の予算関連法案の欄を見ると、八月末の概算要求提出期限を念頭に置いて、まず、内閣から各省庁に対して、「通常国会提出予定法案の件名・要旨調べ」の通知というものを出す。九月下旬くらいまでに、各省庁がどのような法案を準備しようとしているのか内閣に提出せよ、という通知が、八月下旬に出るわけである。それを踏まえ、九月下旬には、通常国会提出予定法案の件名と要旨を内閣に提出する。ただし、まだ九月

という段階であるから、既にある程度固まっている法案もあるが、ほとんどの法案は予算内容と一体のもので、この段階では、必ずしも内容が固まっていない。一方、主計局でも、概算要求が提出される八月末までに、各省庁より、「概算要求に組み入れた事項に関係のある法律案の要綱」の提出を求めている。

左の予算の欄では、九月に入つて、概算要求自体のヒアリングが始まり、特に重要な新規施策については、主計局長を中心に各省から基本施策ヒアリングというものを受ける。その際に法規担当部局も同席して、各省がどんな施策をやるのかということを知しておく。

他方、予算関連法案については、九月中旬から、主計局が、法案の内容説明を各省から受けることになる。だいたい九月一杯ヒアリングを受けて、一〇月の上旬には、法案の概略のヒアリングを受けた上での問題点の整理等を行う。

予算編成自体は、一〇月に入ると、査定局議が始まり、一月に入つてからは、重要問題を中心とし大どころの施策の検討が行われる。その際、法規担当部局も、重要問題については、どういう観点からどういう査定が行われるかということを知しておく。

他方、予算関連法案については、引き続き問題点に応じていろいろな指摘を行い、それに対する各省庁からの説明が査定と並行して行われる。予算査定と法案の内容の検討が、並行して一〇月、十一月と進むことになる。だいたい一二月に入ると、予算の基本的な骨格が固まってきて、したがって、どのような法律をどういう形で作るかということも、だいたい一二月の終わりから一二月にかけて固まってくる。

予算の方は、一二月の下旬から、大蔵原案の内示・復活折衝、必要に応じ大臣折衝を経て、概算閣議決定という一連の手順を踏むわけだが、他方で、その段階では、それに応じた各省庁の予算関連法案の内容も固まってくる。なお、この時期には、財政制度審議会で予算の骨格等についての説明を事前に行つて、建議等をいただくことになっているが、その際、重要な予算関連法案、具体的に言うと、例えば、国債の定率繰入れを停止するとか、いろいろなやり繰りをするとか、そういう予算の骨格ないし根幹に触れるような法案について、財政制度審議会に報告をした上で了解を得るという手順を踏む。

このように、予算関連法案は、実質的な中身が、一二月の上旬か中旬くらいまでに決まるわけだが、実際の法案作成作業は、予算の内容が正式に決まってからということになる。これは、

内閣提出法案であるから、当然内閣が中心となって、取りまとめられる。(資料3-12)の二二月下旬の欄にあるように、内閣から各省庁に対し「文書課長等会議及び件名・要旨調べ」の通知を行う。各省庁の法律担当課は、伝統的に、「文書課」という名がついている省庁が多いが、文書課長等会議というのを内閣が一月になって主催するので、そのために法律案の件名と要旨の提出の依頼が一二月の下旬にある訳である。

一月に入ってから、その通知を受けて、各省庁が内閣に提出予定法案の件名と要旨を提出する。だいたい一月の月上旬に、文書課長等会議が内閣主催で開かれ、主計局法規課も同席する。各省庁の予算関連法案については、予算と同時にその概要はほぼ固まっているわけだが、正式に、その名称と内容を一覽表にして、内閣として提出する法案の調整を行う。(資料5-1-1~4)は、「内閣提出予定法律案等件名調」という表題の文書課長等会議の資料の一部である。この資料は、平成五年一月一九日に文書課長等会議で配付されたもので、これによると、「この調べは、各省庁において、今国会に提出することが確定しているもの等を取りまとめたものであり、今後件名の追加、変更等があり得る」(資料5-1-2)とされている。特に、※印があるものは、『法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算

参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの』を示す(資料5-1-2)とされている。つまり、※印の付いたものが、いわゆる予算関連法案である。

それから、「提出予定以外の検討中のもの」(資料5-1-2)と条約を参考に掲げてある。この段階では、予算関連はほぼ固まっているけれども、予算関連でない一般法案で、まだ提出するかどうか決まっていないものもある。また、「前国会において継続審査となつたもの」(資料5-1-2)も掲げられている。続いて、件数表(資料5-1-3)がある。これは、平成五年の通常国会に出す法案の表であるが、法律案総件数が七〇件で、そのうち、予算関連法案つまり※印の法案が三五件、その他の一般法案が三五件、条約が一〇件、ということが書いてある。この中で例えば、総務庁の「恩給法等の一部を改正する法律案」というところに※印がついているが、これが予算関連法案である。以下、頁数が多いので資料には一部分しか掲げていないが、総理府から始まって順次各省庁別に並んでいる。中身は同様で、法律の件名だけが書いてある。

そこで、(資料3-1-3)に戻ると、予算関連法案の実質的な法案の中身は、予算と一体のものとして二二月の段階で既に固まっているわけだが、実際に条文を作る仕事が残っている。各

省庁が予算関連法案の条文を作って、一月中旬くらいから主計局との間でいろいろと協議を行う。並行して、内閣法制局でもその法案の審査が始まる。スケジュール表では、これがだいたい二月中旬まで続いていて、通例では二月中旬が予算関連法案の提出期限とされる。予算関連法案の内閣提出は、一月下旬の予算の国会提出から三週間以内というのが、ほぼ慣例となっていて、通常、一月下旬に予算を出したら、予算関連法案は二月中旬までに閣議決定をすることが、内閣の中のしきたりになっている。

先ほどのように、件名調が文書課長等会議で取りまとめられるが、その件名リストを最終的に確定すべく、一月中・下旬には、閣議の席上で件名リストが配付される。

その後、(スケジュール表の一月下旬の欄の一番下になるが) 提出予定法案の件名・要旨リストを閣議の席上で配付する。一月の下旬頃になると法案の要旨もだいたい固まってくるので、先ほどは件名、要するに法律の名前だけだったが、今度は、要旨も付けたリストを閣議で再度配付する。平成五年のものを資料に付してある(資料6-1)。基本的には先ほどのものと同じだが、件数表(資料6-3)の次から中身(資料6-4)があつて、先ほどのように件名、例えば、「暴力団員による不当

な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案」というものの他に、法案の要旨が簡単に書いてある。また、国会におおよそいつ頃出すのが書いてある。予算関連法案でなければ二月中旬でなくても構わないわけであつて、先の法案の場合には三月上旬と書いてある。

以上のように、内閣全体でどんな法案を出すのか、特に予算関連法案はそのうち何本あるのか、というようなことを整理して、一月下旬には通常国会に出す法案が、たいていのものはほぼ固まって、閣議で件名と要旨が配布される。前述のように、予算関連法案については、予算の国会提出から三週間以内の二月中旬までに、法制局の審査を受け実際の個別の条文の形で仕上がった法律案が、閣議決定される。予算非関連の法案については、スケジュール表の三月中旬の欄にあるとおり、これも法制局の審査を経て、予算関連法案の閣議決定から約一カ月後が予算非関連法案の閣議決定の一応の期限ということが、政府部内では決まっている。もちろん、法案によっては、党あるいは関係団体との調整が非常に難航して、例外的に、この閣議決定の期限が守られないことがある。実際問題としても、四月になつてから閣議決定をして法律を出したというようなことも、たまにある。しかし、各省庁は、目安としては、以上のようなタ

イムスケジュールの中で、内閣法制局等の審査を終え、閣議決定を行っていくというのが基本的なスケジュールである。

そこで、予算関連法案とは何かということである。先ほどの件名のリストに一応の定義が書いてある(資料5-12・資料6-12)が、実はこれとは別途に、内閣から各省庁に通知されているものがある(資料4)。資料にその趣旨を掲げている。まず最初に期限の問題であるが、予算関連法案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後、「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるものについては三週間以内」(資料4)である。いわゆる予算関連法案については、そういう期限がある。

次に、「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」、いわゆる※印であるが、その「実施が不可能なもの」とはどういうものかについて若干説明があり、

「それが制定されなければ、予算及び予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く」(資料4)、

ということ、第一に「予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することをその内容とするもの」、例えば国家公務員の定員を決めるもの。

第二に「財政支出を直接にその内容とするもの」、例えば国の負担金について規定を置くもの、あるいは既存の法律で定めている補助率を改めるもの。第三に「その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの」、例えば給与法のように国家公務員の給与ベースを改定するもの、あるいは税法のように税率を改定するもの。それから、機構に関わる行政機構の変動を実現するためのもの。おおよそ以上のようなものが、予算関連法案として、予算の国会提出から三週間以内の期限をもって閣議決定をし国会に提出することが必要と認められているものである。

そこで、年末の予算編成までの間に、だいたいのどのような算が作られ、それに応じて、当然、法律を新たに作る、あるいは既存の法律を改正しなくてはならないというようなことが明らかとなる。実際には、前述のように、条文作りは一月から始まり、法制局の審査と主計局との協議とを一緒にやるような感じになる。

大蔵省で、予算関連法案についてどのような点に留意しているかを项目的に書いたのが、「留意事項」という簡単なメモ（資料7）である。なにもこれに限られるというわけではないが、財政側の立場として、各省が作ってきた法律案に対して、特に確認すべきポイントとしてはこれらの点があろう。当然のことだが、関連予算の内容がどういふものであつて、それとの整合性がきちんと保たれているかどうか、ということが基本にある。各省庁においても、当然のことながら、予算に整合的な法案を作っているのも、これはある意味では確認的なことである。

法律の内容、新たに作られた条文等が予算措置の内容に合致しているかどうか。将来の財政措置を拘束するおそれがないかどうか。既存の財政・会計法令との関係で法律の内容が適当かどうか、齟齬がないかどうか。基本法である財政法会計法との関係はどうであろうか。大蔵省の権限あるいは所掌事務と競合していないか。省際の問題がある場合には、各省庁の設置法の範囲内で法律が作られているかどうか。特に他の省庁にまたがるような事項を取り扱う場合、省庁間の「デマケ」（隣接する所掌領域の境界画定という意味の官庁用語で、demarcationの略）の問題がきちんと整理されているかどうか。他の制度との整合性が保たれているかどうか。そもそも法律事項とすべき

ものなのか、政令で済むのか、あるいは省令以下の問題で済むのかどうか。法律の場合には当然に政省令への委任事項がたくさん出てくるが、それぞれが上記各項目に照らして適当かどうか。経過措置や適用関係の条文を置く必要があるかどうか。以上のような点のチェックを一月から二月にかけて行っている。

それから、先ほど少々触れたが、財政制度審議会の建議について若干御説明する。先ほど、重要な予算関連法案については、財政制度審議会の建議の中に盛り込んでいただくということをしたが、実際にどうなっているかについて、平成六年度予算に関連したものを資料にしてある（資料8-1）。ただし、平成六年度予算の審議スケジュールが変則で、日付が平成六年二月になつてはいるが、これは通常はその前の年の一二月に開かれているものである。財政制度審議会の予算編成の際の建議というものは、基本的な予算編成の方針とかなり方みたいなものを中心に述べられているが、この建議の中で、異常に財政事情が厳しいということに関連して次のように述べられている。

「なお、異例に厳しい財政事情の下、歳入歳出両面であらゆる努力を行う過程で、特例的な措置を検討せざるを得ないことも考えられる。しかし、こうした措置は極めて厳しい財政事情の下における臨時緊急の措置として慎重に取り扱

われるべきであり、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有しているものに限る必要がある」(資料8-1)。

また、この建議では、国債費の定率繰入れの停止に触れた部分(資料8-2)もある。すなわち、

「国債費の定率繰入れについて、当審議会は、先般の『平成五年度の国債償還財源繰入れの特例措置に関する報告』において、厳しい財政事情にかんがみ、五年度の定率繰入れを暫定的に停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ないとの考え方を示したところである。

六年度の財政状況を見ると、前述の通り、五年度にも増して極めて厳しい状況にある。一方、国債整理基金の資金繰りについては、五年度第二次補正予算においてと同様に、もともと国債償還財源として位置づけられている日本電信電話株式会社の株式売却収入のうち、現在、社会資本整備のため地方公共団体に貸し付けられている残高を本来の用途である国債償還財源に復する措置を講ずることにより、定率繰入れを停止しても、六年度における国債整理基金の運営に支障が生じないように対応することが可能となる。

以上のような状況を踏まえ、上述の特例的な措置の一環

として六年度の定率繰入れを暫定的に停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ないものと考ええる。

これを踏まえて作られた法律案が、(資料9)の平成六年度の最初にある、「平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律」という法律である。

この法律は、平成六年度の誠に深刻な財政状況の下で、財政運営を適切に行うため、各種制度を巡る状況を十分に検討した上、その運営に支障を生じない範囲の特例的な措置として、平成六年度において国の会計間の繰入れ等に関する措置を講ずることとするものである。具体的には、例えば、国債費の定率繰入れの停止措置がある。国債費の定率繰入れとは、毎年度国債の元金の償還に充てるために行われる、国債残高の百分の一・六に相当する金額の繰入れであるが、平成六年度の厳しい財政事情にかんがみ、この定率繰入れ約三兆円を停止することとしているのである。この定率繰入れの停止については、過去においても、厳しい財政事情のために行った例がある。また、政府管掌健康保険に係る国庫補助のうち、一・二〇〇億円については、一般会計の厳しい財政事情にかんがみ、また、政府管掌健康保険事業の運営に支障を生じないことから、一般会計からの繰入

れの特例措置を行うこととし、繰入れ調整分の二二〇〇億円については、後日、政府管掌健康保険事業の適正な運営のため一般会計からの繰入れを行うこととしている。この法律は、平成六年度におけるこれらの特例的な措置を一括したものであり、平成六年度予算の骨格をなすものである。

〔資料10-1-6〕には平成五年度の予算関連法案の一覧表と、その審議経過が書いてある。前述のように、予算関連法案は、最初の一月下旬から日三週間以内、二月中旬くらいまでに、閣議決定し国会に提出されている。その内容にもよるが、予算関連法案であるから、基本的には、予算とともに速やかな成立ということをお願いをするわけである。しかし、実際問題としては、どうしても年度内に成立していかなくてはいけない、いわゆる日切れ法案と、日切れでないものとを区分けして、国会で審議日程を決めていただく。予算関連法案であっても、必ずしも日切れでないものについては、四月以降に成立が延びているものも多い。審議経過の「本会議可決」の欄を見ても、四月、五月、あるいは六月になって成立しているものがある。それはそれぞれの法案の中身、いったいつまでに成立していないくては困るかということ等を個別に見た上で、国会が判断していく。

以上が、政府が提出する予算関連の法案の、一応のスケジュールということである。

三 議員提出の予算関連法案

次に、当然国会議員に法律案の提案権があるので、議員立法で予算を伴うものの取扱いについて若干御説明する。これは、実際の数としては限られている。浅野一郎『国会事典 用語による国会法解説』（新版）（有斐閣・一九九〇年）によれば、国会法制定当初においては、GHQの指示もあつたようで、議員は一人でも議案を發議できるということになつていたが、財源的裏付けが全くない立法が濫発されたこともあり、昭和三〇年の国会法の改正において、通常は、衆議院では議員二〇人以上、参議院では一〇人あれば議案提出ができること、予算を伴う法律案は、要件を加重して、衆議院では五〇人、参議院では二〇人以上の賛成者が必要であるという旨の法改正が行われている（浅野・前掲書一六七―一八頁）。さらに、予算を伴う法律案の一般の案件との違いとして、一つは、内閣意見の聴取がある。これは、本会議あるいは委員会において、内閣が意見を言う機会を与えなくてはならないということで、内閣として議

員提出法案に反対であるか賛成であるかを述べる機会が与えられる。もう一つは、経費を明らかにした文書を添付しなくてはならないということで、だいたいのくらの経費がかかるのかということをも、議員の方で見積もって添付するという事になっていて、これが、一般の議員発議の法案と違う点である。

実務上問題となるのは、予算を伴うというのは、いったいどういうケースかということである。ここは、衆議院と参議院で若干取扱いが異なっているようだが、前掲『国会事典』によれば、『予算を伴う』ことの意味は、必ずしも明確でないが、現在の取扱いは、ほぼ次のようになっていて(衆議院の場合は若干異なる)。(浅野・前掲書一六九頁)とされている。第一に「歳出予算の総額を増加し、又は歳入予算の総額を減少することを必要とする場合」、第二に「歳出予算の総額の増額はなくとも、新たに項を新設し、又は各部署もしくは各項目においてその額を増減させることを必要とする場合であつてその増減額が国会の議決を経た移用の範囲の額でない場合」、第三に「法律の施行の年度(初年度)においては予算の計上額の範囲であつても、次年度以降において内閣に予算上の義務を課することとなる(内閣の予算編成権に実質的に制約を加えることとなる)場合」、以上の三つの場合には「予算を伴う」に該当する(浅野・前掲

書一六九頁)。さらに第四に「歳出増又は歳出減となるものであつても、少額のものである場合には、『予算を伴う』としない」、第五に「予備費使用を前提としたものは、予備費の性格上その使途を特定すべきものでないので、『予算を伴う』ものとする」と、第六に「規定上内閣に対し予算措置を講ずる義務を直接に課したものと見えない場合は、『予算を伴う』としない」(浅野・前掲書一六九頁)等々、各院において、その取扱いを考えているようである。

これまでも、いくつかが議員立法による予算を伴う法律案というものが提出をされている。(資料11)には、いくつがある議員立法の中から、実際に通つたものと否決されたものを、二つ例を簡単に書いてある。最初は、離島振興法の一部を改正する法律案、平成四年四月に通つた法律案である。その内容は、もともとあつた法律の有効期限を一〇年延長するものである。この離島振興法は、離島に関して各種の補助率を高めしている法律であるが、その期限切れをさらに一〇年延長するということで、関連予算が約一五〇〇億円ということであつた。内閣意見は、「特に異存はない」ということで、平成四年四月に成立をして、翌平成五年年度の当初予算で予算措置をしている。

次に二番目が、原子爆弾の被爆者等援護法案である。これは、

要するに原爆投下がそもそも違法行為ではないかということをも前提として、国家補償の精神に基づいて、遺族に一二〇万円支給をするという法案（同種の法案はこれまで何度か出されており、金額は法案によって異なる）である。内閣意見は、政府としては「反対である」ということを申し述べている。この平成二年の法案は、（資料11）にあるような審議経過を経て、最終的には、参議院では可決されたが、衆議院で審議未了廃案となつている。

与えられた問題にお答えしたかどうか分かりませんが、一応実務の上では、以上のような手順等を経て、予算関連法案が作成されているということでございます。

〈質疑応答〉

Q 予算関連法案は、当該年度内に一〇〇パーセント成立しているのか。

A ほとんどのものは、通常国会の中で成立している。ただ、与野党の間で対立の深い重要法案の中には、予算関連といえ

ども、臨時国会まで持ち越してようやく成立とか、施行期日をそれに合わせて延ばし、かつ補正予算の中で実際の予算の修正的な手当てをするというような例はあった。例えば、昭和六二年度予算関連の売上税法案は、与野党の対立の中で審議未了廃案となり、政府は後に補正予算を提出して、予算と法律の不一致を解消している。

Q ある法案が予算関連法案あるいは日切れ法案であることの決定権ないし定義権は、政府ではなく国会にあるのではないか。

A 日切れ法案については、政府としての要望は出すが、最終的には、国会が、実際に日切れ性があるかどうかを判断されて、それに応じた審議日程を決められる。ただ、日切れ法案の中には、その年の三月三十一日をもって当該措置が終結するということが、法律に明定されている場合がある。そういう「純粹日切れ」のような客観的に明らかなものもある。

Q 予算関連法案の定義についての、内閣内部の通達の原本は何か。

A 昭和三六年の内閣官房長官から各省庁の事務次官等に対する通達である。

Q 二重予算について、現在の扱いはどうなっているか。

A 国会、裁判所、および会計検査院の独立性と国家としての財政の統一の二つの要請を調整する制度が、財政法第十九条の二重予算制度であるが、これが発動された例は、現在まで、昭和二七年度予算についての一回だけである。

Q 予算を伴う議員立法について、内閣意見で政府が反対をしたにもかかわらず成立した法律があるか。

A 実際に先例としてあるかどうかは分からないが、仮にそのような法律が成立した場合には、その法律を基に、補正予算で手当てをするなり、あるいは翌年度でも構わなければ翌年度の当初予算編成の際に、その法律に沿った予算措置を講ずることになる。

Q 大蔵省は、予算関連法案の作成過程を通じて、相互調整ないし立法政策の統合作用を果たしていくというような、主観的な意識および客観的な結果があるか。

A 補助率の簡素合理化のように、各省庁が同じような問題を抱えていて、その整合的な処理を要する予算上の問題というものがある。それらは、大蔵省の方で調整していかないと、結果的に非常に不公平あるいは不都合なことになる。

Q 国会で予算が修正された場合、関係する予算関連法案の扱いはどうなるのか。

A 予算関連法案が修正内容に関係していれば、もちろんそれに応じて法案も直す必要がある。直し方としては、政府が再提出するやり方もあるし、国会審議の段階で条文を修正するとか、その国会で成立しない場合に臨時国会で手当てをするとか、やり方はいろいろあり得ると思う。

Q 予算関連法案の審査において、主計局と内閣法制局との間で意見が割れることはないのか。

A 主計局との協議と法制局の審査とは性格・視点が違う。主計局は、予算との関連において、施策を的確に、矛盾なく、かつ他の省庁の施策とも矛盾を起ささずに実現している法律かどうかという点を主として考え協議していく。法制局は法案全体として、憲法および既存の法体系に矛盾しないかという、いわゆる法体系上の審査や各条文の書き方、引用条文のあり方等の細かい点についてまで、濃密かつ法律的な審査を専門的に行っている。主計局と内閣法制局の間で、他省庁の法案に関して意見が分かれるということは、そうはないのではないか。

Q 主計局法規課と主計局総務課との役割分担について。

A 総務課には、企画担当主計官と予算総括主計官がいる。企画担当主計官は、予算全体の骨格を検討して、そのフレーム

の中で各予算係の主計官に予算を配分する。予算総括主計官は、予算全体の総括を担当している。具体的には、予算書の印刷という大作業の全体の取りまとめや、各係の査定結果の集計・登録や、予備費の管理を行っている。その上に総務課長がいて全般を見渡している。

法規課は、財政・会計制度の企画立案と統一の事務を行っている。各予算係が査定を行った内容に応じた予算を編成する際、あるいは、予算全体のフレームを作る際には、当然法律事項が出てくるので、それらの法律事項の検討と法律案の立案を行っている。

△付記▽

本稿は、一九九四年八月二三日に開催された北大立法過程研究会における報告および質疑のテープを起こし、それに加筆し訂正を加えたものである。なお、本研究会は、平成六年度文部省科学研究費補助金総合研究（A）（研究課題名「立法過程における国会と行政府の役割分担」）の交付を受けて行われたものである。また、録音テープの再生にあたって、北大大学院法学研究科修士課程に在学中の齊藤正彰氏の協力をえた。

(資料1)

第百二回国会参議院補助金特別委員会

(昭和六十年五月十五日)

○政府委員(茂申俊君)

．．． 憲法四十一条の、いわゆる唯一の立法機関としての地位と、それから六十五条で規定されておりますところの行政権は内閣に属するという規定の関係との兼ね合いで御質問があつたかと思うのでございますが、御承知のとおり、我が国の憲法は三権分立制をとっております、いわゆる立法府と行政府と司法府というものを一応独立した形で権限の行使を認めながら、相互に抑制するような措置を講じておるといふような形で国政が整々と実施されておるところでございますが、先ほど申されましたような意味合いにおきまして、行政権あるいは行政権に属するものの立法府に対する関係でございますが、これは申し上げるまでもなく、行政権に属する事項といたしましては、予算の編成そうして国会への提出ということもございまして、また政府が講じようとする施策の実現のために法律案が必要である場合には、その法律案を国会に提出して御審議をいただくということも当然の

ことでございます。

その段階で、政府におきましては、あくまでもその予算あるいはその裏づけとなるころの法律案、これにつきまして政府が翌年度におきましてぜひ実施したいという願望を込めて提案を申し上げておるところでございます、そういう意味におきまして、政府の立場といたしましては、あくまでもその予算が政府の編成どおりに成立すること、あるいはまた、提出申し上げました法律案がそのような形で成立をさしていたにつきまして、そうして翌年度の政府の考えておる施策が整々と、また国政の上では非常な意義を持つて、そうしてそれが実施できるということの期待を込めて、そうして御提案を申し上げているということは、これは我々政府に属する者一般の考え方でございます。

(資料2)

第百二回国会参議院補助金特別委員会

(昭和六十年五月十三日)

○政府委員(茂申俊君)

．．．法律の提案権というものは政府にまずはございます。これは憲法七十二条とかあるいは内閣法を引用するまでもなく確立された解釈であり、また運用でございます。

また、予算の編成並びに国会への提出権、これはもう憲法に明示されておりますように内閣の専属的な権限として与えられておるものでございます。その意味におきまして、内閣なり政府の立場といたしましては、法律の改正につきましては案を作成して国会に提案するという権能は持つておるわけでございますし、また予算も先ほど申し上げましたようなことで提案権を持つておるわけでございますから、その両者につきましまして、国会に対しまして御審議の素材という意味合いもいわば比喩的に言えば含めまして御提案を申し上げ、そして御審議をいただくということでございまして、その意味で、先ほどお話のございましたように、現行の法律どおりに予算を編成しなければならないという言葉は、若干ある意味では、

何と申しますかはつきりしない点があるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、法律の新規制定あるいは改正の案を政府として作成し御提案申し上げるとともに、それに対応するところの予算の案を組みまして提案するということとは当然に許されてしかるべきであるし、また今までの運用、慣行におきましてそれは確立したやり方であると、かように考えておる次第でございます。

〔法律が予算より効力が優位であるのではないか〕との質問に対して、

．．．優位だということの意味合いでございますけれども、仮に予算が成立いたしました場合に、当該予算の中で法律の制定あるいは改正、そういったものを当然の前提にして予算が組まれておるとい場合に、その法律がもし国会で通らないということになりましたらその予算は執行ができません、そういう意味では優位という立場にあるかもしれない、先ほど申しました国法形式としての法律と予算がいずれが概念的に優位かということになりましたら、これは必ずしも、相並ぶ、いわば表裏一体としての法規範であると、かように考えられておる次第でございます。

予算関連法案について

(資料 3 - 1)

予算及び予算関連法案の標準的スケジュール

月	日	予算編成・審議日程	予算関連法案日程
6			
月		概算要求基準閣議了解	
7			
月			
8	上旬		
	中旬		
	下旬	概算要求提出期限(8/31)	○内閣より各省庁に対し通常国会提出予定法案件名・要旨調べの通知 ○各省庁より内閣及び主計局に対し概算要求に組み入れた事項に関係のある法律案等の要綱の提出(8/31)
9	上旬	概算要求ヒアリング開始 ↑基本施策ヒアリング (法規担当部局同席) ↓	
	中旬		○予算関連法案についての主計局ヒアリング開始 ↑
	下旬		○通常国会提出予定法案件名・要旨内閣提出(9/22) ←

(資料3-2)

月 日	予算編成・審議日程	予算関連法案日程
10 月	上旬	↓ ○主計局内において予算関連法案の問題点整理 ↑ {以後、予算関連法案の内容について必要に応じて説明を聴取}
	中旬	
	下旬	
11 月	上旬	
	中旬	
	下旬	
12 月	上旬	↓ ○財政制度審議会(総会)「建議」(予算に関する重要法案についての内容を含む。) ○内閣から各省庁に対し文書課長等会議及び件名・要旨調への通知
	中旬	
	下旬	

予算関連法案について

(資料3-3)

月 日	予算編成・審議日程	予算関連法案日程	
1 月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○内閣に提出予定法案の件名・要旨を提出 ← ○文書課長等会議（大蔵省主計局法規担当部局も同席） ← 	
	中旬		<ul style="list-style-type: none"> ○予算関連法案の主計局内の審査開始
	下旬		<ul style="list-style-type: none"> ○提出予定法案の件名リストを閣議の席上で配付 ← ○財政制度審議会（法制部会）「予算関連法案の説明」 ○予算関連重要法案を予算と同時に国会提出 ○提出予定法案の件名・要旨リストを閣議の席上で配付 ←
2 月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> →（主計局内における検討） 	
	中旬	<ul style="list-style-type: none"> ○予算関連法案の閣議決定期限（予算の国会提出から3週間以内） 	
	下旬		
3 月	上旬	<ul style="list-style-type: none"> ○予算非関連法案の閣議決定期限（予算関連法案の閣議決定期限から4週間以内） 	
	中旬		
	下旬		<ul style="list-style-type: none"> ↓ ○予算成立

(資料4)

予算関連法案の取扱い及び区別等について

○ 予算関係法律案の閣議決定の期限は、予算の国会提出後次のとおりとすること。

法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるものについては三週間以内。

○ 「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」(※印)には、それが制定されなければ予算及び予算参照書に明示された政府施策に係る事項の実施が不可能である法律案のほか、次のような法律案を含むものとする。ただし、金額が少ない等の理由により予算審議との関連性がうすいと考えられるものは除く。

(1) 予算及び予算参照書に積算の基礎となる数が掲記されている場合においてその数を法定することをその内容とするもの

(例) 国家公務員の定員を増加するもの

(2) 財政支出を直接にその内容とするもの

(例)(イ) 国の負担金について規定するもの

(3) その施行に伴う大幅な歳入歳出の変動が予算において見込まれているもの

(例)(イ) 国家公務員の給与ベースを改定するもの

(4) 予算又は予算参照書に明示されている行政機構の変動を実現するためのもの

(例)(ロ) 税率を改定するもの

(資料5-1)
 第二百二十六回国会(常会)

内閣提出予定法律案等件名調

(平成五・一・一九調)

内閣官房

(資料5-2)

(注)

1 この調べは、各省庁において、今国会に提出するこ
 とが確定しているもの又は提出予定のもの等を取りま
 とめたものであり、今後件名の追加、変更等があり得
 る。

2 ※印は、「法律案のうち、それが制定されなければ
 予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能
 であるもの」を示す。

3 提出予定以外の検討中のもの(法律案十件、条約四
 件)を参考1に掲げた。

4 前国会において継続審査となったもの(法律案六件、
 条約一件)を参考2に掲げた。

(資料5-3)

件 数 表

区 分	法 律 案			条 約
	総 件 数	※印法案	そ の 他	
総 理 府	警 察 庁	2		2
	総 務 庁	3	1	2
	科 学 技 術 庁	1	1	
	環 境 庁	4	2	2
	小 計	10	4	6
法 務 省	4	2	2	
外 務 省	1	1		10
大 蔵 省	6	5	1	
文 部 省	2	2		
厚 生 省	9	5	4	
農 林 水 産 省	11	2	9	
通 商 産 業 省	7	5	2	
運 輸 省	2		2	
郵 政 省	8	1	7	
労 働 省	3	2	1	
建 設 省	5	4	1	
自 治 省	2	2		
合 計	70	35	35	10

(資料5-4)

◎法律案 総計七十件(※三十五件、その他三十五件)

総理府 計十件(※四件、その他六件)

(警察庁) 計二件(その他二件)

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

1. 道路交通法の一部を改正する法律案

(総務庁) 計三件(※一件、その他二件)

※1. 恩給法等の一部を改正する法律案

1. 行政手続法案(仮称)

1. 行政手続法の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(仮称)

(科学技術庁) 一件(※一件)

※1. 新技術事業団法の一部を改正する法律案

(環境庁) 計四件(※二件、その他二件)

※1. 環境事業団法の一部を改正する法律案

※1. 公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案

1. 環境基本法案(仮称)

1. 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)

法務省 計四件(※二件、その他二件)

※1. 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

※1. 不動産登記法の一部を改正する法律案

1. 商法等の一部を改正する法律案

1. 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(仮称)

(以下略)

予算関連法案について

(資料6-1)
 第二百二十六回国会(常会)

内閣提出予定法律案・条約要旨調
 (平成五・一・二九現在)

付

○前国会で衆議院において継続審査となった法律案要旨
 ………………参考1
 ○「提出予定」以外の検討中の法律案・条約件名……………参考2

内閣官房

(資料6-2)

(注) 1 この調は、「第二百二十六回国会(常会)内閣提出予定法律案等件名調」に掲げる内閣提出予定法律案等について取りまとめたものであり、今後、件名、内容等の追加、変更等があり得る。
 2 ※印は、「法律案のうち、それが制定されなければ予算及び予算参照書に掲げられた事項の実施が不可能であるもの」を示す。

(資料6-3)

件 数 表
 法律案・条約

区 分	法 律 案			条 約
	総 件 数	※印法案	そ の 他	
総 理 府	警 察 庁	2		2
	総 務 庁	3	1	2
	科 学 技 術 庁	1	1	
	環 境 庁	4	2	2
	小 計	10	4	6
法 務 省	4	2	2	
外 務 省	1	1		10
大 蔵 省	6	5	1	
文 部 省	2	2		
厚 生 省	9	5	4	
農 林 水 産 省	11	2	9	
通 商 産 業 省	7	5	2	
運 輸 省	2		2	
郵 政 省	8	1	7	
労 働 省	3	2	1	
建 設 省	5	4	1	
自 治 省	2	2		
合 計	70	35	35	10

(資料6-4)

総理府

(警察庁)

区分

※

その他

計

提出予定

〇件

二件

二件

予算 関係	件 名	要 旨	国会提出 予定時期
	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律案	暴力団の人的基盤を切り崩すため、暴力団からの離脱の妨げとなる不当な行為を禁止し、及び加入の強要等に係る規定を整備するほか、暴力団員の資金獲得活動の実態にかんがみ、暴力的要求行為に係る規定を整備する等所要の改正を行う。	三月上旬
	道路交通法の一部を改正する法律案	優良運転者に係る運転免許証の有効期間を延長し、外国免許の取扱いの改善を図る等運転免許制度に関する規定を整備するほか、最近の交通情勢にかんがみ、所要の改正を行う。	二月下旬

(以下略)

(資料7)

留意事項

- 関連予算の内容
- 法律の内容が予算措置の内容に合致しているか
- 将来の財政措置を拘束するおそれがないか
- 財政・会計法令との関係で法律の内容が適当か
- 大蔵省の権限、所掌事務と競合していないか
- 他の制度との整合性が保たれているか
- 法律事項とする必要があるか
- 政令・省令委任事項の内容、及びそれが上記各項目に照らして適当であるか
- 経過措置、適用関係の必要性の有無
- 関係省庁との調整状況

(資料 8-1)

平成六年度予算の編成に関する建議

(平成六年二月八日、財政制度審議会) (抄)

II. 平成六年度予算編成に当たつての考え方

三、公債発行等について

前述した通り、一般の所得減税実施のため公債発行を行わざるを得ないものと考えられる。しかしながら、減税のみを実施し、財政事情の更なる悪化を招く事態は厳にこれを回避する必要がある。年内に実現される税制改革においては、我が国の将来を見据えた責任のある改革が実現されなければならない。

なお、異例に厳しい財政事情の下、歳出歳入両面であらゆる努力を行う過程で、特例的な措置を検討せざるを得ないことも考えられる。しかし、こうした措置は極めて厳しい財政事情の下における臨時緊急の措置として慎重に取り扱われるべきであり、それぞれの制度・施策の運営に支障を生じない範囲で行われ、歯止めを有しているものに限る必要がある。

建設公債については、現下の経済情勢にかんがみれば、

極めて厳しい財政事情の下、公共事業等の景気に配慮した諸施策を実施するため、その発行額を増加させることもやむを得ないものと考える。しかしながら、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくことは財政運営上の重要課題であり、今後とも、当審議会がこれまで提言してきた通り、建設公債の発行額を抑制し、可能な限り公債依存度の引下げに努力していくべきである。

(資料 8-2)

四、国債費の定率繰入れ

国債費の定率繰入れについて、当審議会は、一般の「平成五年度の国債償還財源繰入れの特例措置に関する報告」において、厳しい財政状況にかんがみ、五年度の定率繰入れを暫定的に停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ないとの考え方を示したところである。

六年度の財政状況を見ると、前述の通り、五年度にも増して極めて厳しい状況にある。一方、国債整理基金の資金繰りについては、五年度第二次補正予算においてと同様に、もともと国債償還財源として位置づけられてい

る日本電信電話株式会社の株式売却収入のうち、現在、社会資本整備のため地方公共団体に貸し付けられている残高を本来の用途である国債償還財源に復する措置を講ずることにより、定率繰入れを停止しても、六年度における国債整理基金の運営に支障が生じないよう対応することが可能となる。

以上のような状況を踏まえ、上述の特例的な措置の一環として六年度の定率繰入れを暫定的に停止することは、当面の財政運営のためにやむを得ないものと考ええる。

(資料9)

当初予算と同時提出の関連法案

●元年度（予算提出閣議 二月八日）

○ 国の補助金等の整理及び合理化並びに臨時特例等に関する法律

○ 平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

●二年度（予算提出閣議 二月二十八日）

なし

●三年度（予算提出閣議 一月二十五日）

○ 国の補助金等の臨時特例等に関する法律

●四年度（予算提出閣議 一月二十四日）

なし

●五年度（予算提出閣議 一月二十二日）

○ 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律

- 平成五年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案
- 道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律
- 六年度（予算提出閣議 三月四日）
 - 平成六年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例等に関する法律案
 - 平成六年分所得税の特別減税の実施等のための公債の発行の特例に関する法律案
 - 相続税法の一部を改正する法律案
 - 酒税法の一部を改正する法律案
 - 租税特別措置法の一部を改正する法律案
 - 平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案

(資料10-1)

5年度当初予算関連法案審議経過

関連番号	予算関連※	件名	閣議	国提出	衆議院					参議院					公布			
					趣説 旨明	委員会			本会議 可決	趣説 旨明	委員会			本会議 可決	月日	番号		
						付託	提理 案由	審査 月日			可決	付託	提理 案由				審査 月日	可決
		(経理府)																
		[総務庁]																
6	※	恩給法等の一部を改正する法律案	2/5	2/5	—	内閣 2/5	2/18	2/23	2/23	2/25	—	内閣 2/25	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	3
		[科学技術庁]																
5	※	新技術事業団法の一部を改正する法律案	2/2	2/2	—	科学技術 2/2	2/23	2/25、3/2、25	3/25	3/25	—	科学技術 3/25	3/26	3/29	3/29	3/29	4/2	20
		[環境庁]																
20	※	公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	2/12	2/12	—	環境特 2/12	2/26	2/26	3/9	3/11	—	環境特 3/11	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	5
21	※	環境事業団法の一部を改正する法律案	2/12	2/12	—	環境 2/12	3/9	4/6	4/6	4/8	—	環境特 4/8	4/16	4/21	4/21	4/26	5/12	42
		(法務省)																
22	※	裁判所職員定員法の一部を改正する法律案	2/12	2/12	—	法務 2/12	2/23	3/25	3/25	3/25	—	法務 3/25	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	13
23	※	不動産登記法の一部を改正する法律案	2/12	2/12	—	法務 2/12	3/25	4/6	4/6	4/8	—	法務 4/8	4/15	4/15	4/15 致	4/16	4/23	22

(資料10-2)

開法番号	予算関連 ※	件名	閣議	国会 提出	衆議院					参議院					公布			
					趣説 旨明	委員会				本会議 可決	趣説 旨明	委員会				本会議 可決	月日	番号
						付託	提 理	案 由	審 査 月 日			可 決	付託	提 理	案 由			
10	※	(外務省) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	2/9	2/9	-	内閣 2/9	2/23	3/25	3/25	3/25	-	内閣 3/25	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	2
1	※	(大蔵省) 国の補助金等の整理及び合理化等に関する法律案	1/22	1/22	2/16	大蔵 2/16	2/17	2/17,23	2/23	2/25	3/1	大蔵 3/1	3/25	3/25	3/29	3/29	3/31	8
2	※	平成5年度における一般会計承継債務等の償還の特例等に関する法律案	1/22	1/22	2/16	大蔵 2/16	2/17	2/17,23	2/23	2/25	3/1	大蔵 3/1	3/25	3/25	3/29	3/29	3/31	9
4	※	租税特別措置法の一部を改正する法律案	2/2	2/2	2/18	大蔵 2/23	2/23	3/9,10,23	2/23	3/25	-	大蔵 3/29	3/29	3/29	3/29	3/29	3/31	10
31	※	関税定率法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律案	2/12	2/18	-	大蔵 2/18	3/23	3/23	3/23	3/25	-	大蔵 3/25	3/29	3/29	3/29	3/29	3/31	11
32	※	国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案	2/12	2/18	-	大蔵 2/18	3/23	3/23	3/23	3/25	-	大蔵 3/25	3/29	3/29	3/29	3/29	3/31	12

予算関連法案について

(資料10-3)

閣法番号	予算関連※	件名	開議	国提出	衆議院					参議院					公布			
					趣説 旨明	委員会				本会議 可決	趣説 旨明	委員会				本会議 可決	月日	番号
						付託	提理	案由	審査月日			可決	付託	提理	案由			
(文部省)																		
7	※	公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部を改正する法律案	2/5	2/5	-	文教 2/5	2/24	2/26	2/26	3/5	-	文教 2/26	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	14
8	※	国立学校設置法の一部を改正する法律案	2/5	2/5	-	文教 2/5	2/26	4/7	4/7	4/8	-	文教 4/8	4/15	4/15	4/15	4/16	4/23	21
(厚生省)																		
11	※	被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法の一部を改正する法律案	2/9	2/9	-	厚生 2/9	2/23	2/24	2/24	2/25	-	厚生 2/25	3/2	3/29	3/29	3/29	3/31	6
12	※	国民健康保険法の一部を改正する法律案	2/9	2/9	-	厚生 2/15	2/24	3/25	3/25	3/25	-	厚生 3/25	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	7
36	※	薬事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律案	2/12	2/22	-	厚生 2/22	3/25	4/2	4/2	4/6	-	厚生 4/6	4/13	4/20	4/20	4/21	4/28	27

(資料10-4)

開法番号	予算関連※	件名	閣議	国会提出	衆議院					参議院					公布			
					趣説 旨明	委員会				本会議 可決	趣説 旨明	委員会				本会議 可決	月日	番号
						付託	提 理	案 由	審 査 月 日			可 決	付託	提 理	案 由			
37	※	福祉用具の研究開発及び普及の促進に関する法律案	2/12	2/22	—	厚生 2/22	4/2	4/7	4/7	4/8	—	厚生 4/8	4/13	4/22	4/22	4/26	5/6	38
38	※	戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案	2/12	2/22	—	厚生 2/22	4/7	4/14	4/14	4/20	—	厚生 4/20	4/20	5/11	5/11	5/12	5/19	45
(農林水産省)																		
24	※	農業経営基盤の強化のための関係法律の整備に関する法律案	2/12	2/15	4/9	4/9	4/14	4/20,21 5/11,12,18,19	5/19	5/20	5/26	農水 5/26	5/27	6/1,2,3,4	6/4	6/8	6/16	70
25	※	農業機械化促進法の一部を改正する法律案	2/12	2/15	4/9	4/9	4/14	4/20,21 5/11,12,18,19	5/19	5/20	5/26	農水 5/26	5/27	6/1,2,3,4	6/4	6/8	6/16	69
(通商産業省)																		
16	※	エネルギー需給構造高度化のための関係法律の整備に関する法律案	2/9	2/10	—	商工 2/10	2/17	2/23,24,25	3/25	3/25	—	商工 3/25	3/25	3/29	3/29	3/29	3/31	17
17	※	エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法案	2/9	2/10	—	商工 2/10	2/17	2/23,24,25	3/25	3/25	—	商工 3/25	3/25	3/29	3/29	3/29	3/31	18

予算関連法案について

(資料10-5)

閣議 番号	予算 関連 ※	件名	閣議	国会 提出	衆議院					参議院					公布			
					趣旨 説明	委員会				本会議 可決	趣旨 説明	委員会				本会議 可決	月日	番号
						付託	提 理 案由	審 査 月日	可 決			付託	提 理 案由	審 査 月日	可 決			
18	※	特許法等の一部を改正する法律案	2/9	2/10	—	商工 2/10	3/25	4/6,7	4/7	4/8	—	商工 4/8	4/8	4/15	4/15	4/16	4/23	26
19	※	貿易保険法の一部を改正する法律案	2/9	2/10	—	商工 2/15	4/7	4/9,13	4/13	4/14	—	商工 4/14	4/15	4/22	4/22	4/26	5/6	36
26	※	商工会及び商工会議所の行う小規模事業者のための事業活動の促進に関する法律案	2/12	2/15	—	商工 2/15	4/14	4/16,20,21	4/21	4/21	—	商工 4/22	4/22	5/11,13	5/13	5/14	5/21	51
(郵政省)																		
27	※	身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律案	2/12	2/15	—	通信 2/15	2/22	5/12	5/12	5/13	—	通信 5/13	5/13	5/18	5/18	5/18	5/26	54
(労働省)																		
28	※	駐留軍関係離職者等臨時措置法及び国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	2/12	2/15	2/15	労働 2/15	2/23	4/2	4/2	4/6	—	労働 4/6	4/15	4/20	4/20	4/21	4/28	31

(資料10-6)

閣法番号	予算関連※	件名	開議	国会提出	衆議院					参議院					公布			
					趣説 旨明	委員会			本会議決 可	趣説 旨明	委員会			本会議決 可	月日	番号		
						付託	提案 理由	審査 月日			可決	付託	提案 理由				審査 月日	可決
33	※	労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案	2/19	2/19	4/6	4/6	4/7	4/16、19、21、23、28 5/11	5/11	5/11	5/12	労働 5/12	5/12	5/13、18、25 6/1	6/1	6/2	7/1	79
(建設省)																		
3	※	道路整備緊急措置法及び奥地等産業開発道路整備臨時措置法の一部を改正する法律案	1/22	1/22	-	建設 1/22	2/24	3/25	3/25	3/25	-	建設 3/25	3/26	3/29	3/29	3/29	3/31	16
13	※	阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案	2/9	2/9	-	建設 2/9	4/7	4/9	4/9	4/13	-	建設 4/13	4/15	4/15	4/15	4/16	4/23	25
14	※	土地区画整理法及び都市開発資金の貸付けに関する法律の一部を改正する法律案	2/9	2/9	-	建設 2/9	4/9	4/14、16	4/16	4/20	-	建設 4/20	4/22	4/22	4/22	4/23	5/6	34
15	※	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律案	2/9	2/9	2/26	建設 2/26	4/16	4/21	4/21	4/22	-	建設 4/22	4/22	5/11、13	5/13	5/14	5/21	52
(自治省)																		
9	※	地方税法等の一部を改正する法律案	2/5	2/8	2/25	地行 2/25	2/25	3/24、25	3/25	3/25	-	地行 3/26	3/29	3/29	3/29	3/29	3/31	4
29	※	地方交付税法等の一部を改正する法律案	2/12	2/15	2/25	地行 2/25	2/25	4/9、13、14、15、16、22	4/22	4/27	5/12	地行 5/12	5/13	5/13、18、20、31 6/1	6/1	6/2	6/10	56

予算関連法案について

(資料11)

議員立法の事例

○ 離島振興法の一部を改正する法律(平成四年四月二十四日

法律第三十二号)

(1) 概要

- ① 法律の有効期限を十年間延長すること等。(平成五年三月三十一日限りで効力を失うこととされていた。)
- ② 本法律の施行に伴う関連予算 約一、五〇〇億円

(注) 離島振興法の財政的内容としては、離島に関して各種の補助率等を嵩上げるものである。

(2) 内閣意見の内容

「政府としては、特に異存はない。」

(3) 法案成立に伴う予算措置の対応

改正法の施行は平成五年四月一日であり、翌年度(平成五年度)当初予算から予算措置している。

○ 原子爆弾被爆者等援護法案

(1) 概要

- ① 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律及び原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律の廃止。
- ② 不法行為責任を前提とした国家補償の精神に基づくことを明記。
- ③ 遺族に百二十万円の国債の支給。
- ④ 二世、三世に医療等の支給等。
- ⑤ 本法律の施行に伴う関連予算 約二、四五七億円

(2) 内閣意見の内容

「政府としては、反対である。」

(3) 法案の審議経過

- ① H 2. 5. 9 参議院議員山本正和(社) 外九名提出(第百十八回国会)

〔継続審査〕

- ② H 3. 11. 5 参・厚生委員会付託(第百二十三回国会)
- ③ H 4. 4. 21 厚生委員会可決

④ H 4. 4. 24 参・本会議可決

⑤ H 4. 4. 24 衆議院へ送付

⑥ H 4. 6. 19 衆・厚生委員会付託

〔継続審査〕

⑦ H 5. 1. 22 衆・厚生委員会付託（第二百二十六回国

会）

〔審議未了・廃案〕